

「犯罪から子どもを守る」ための緊急提言

平成 17 年 12 月 19 日

自由民主党

「犯罪から子どもを守る」緊急対策本部

昨年 11 月に奈良県で小学 1 年生の女子児童が殺害された衝撃も覚めやらない中、今年 11 月に広島県で、また 12 月には栃木県でやはり小学 1 年生の女子児童が相次いで犯罪に巻き込まれ命を落とすという、痛ましい事件が相次いだ。さらにその後、京都で小学 6 年生の女子児童が通っていた塾で講師に命を奪われるという事件も発生している。平成 16 年の犯罪統計によれば、未遂を含め 13 歳未満の者が被害者である 111 件の殺人事件、74 件の強姦事件、1,679 件の強制わいせつ事件が認知されており、その重みをかみしめるべきである。

子どもをめぐる犯罪はきわめて異常かつ憂慮すべき状況といわざるを得ない。ご遺族、ご家族の方々はいうまでもなく、子どもを持つ親や学校関係者、仲のよい友達を突然奪われた児童など、悲しみや心に受けた傷の深さを思うとき、一刻も早いこのような犯罪を二度と生じさせないための取り組みが急務である。子どもが安心して暮らせる社会を取り戻すため、早急に学校、地域、自治体、国を挙げて子どもを犯罪から守るための総合的な対策を講じ、犯罪の未然防止に協力して取り組まなければならない。

自由民主党は、このような認識に立ち、現地視察における御意見・御要望を踏まえ、下記の緊急提言をとりまとめた。関係各府省及び自治体等はこの緊急提言を真摯に受け止め、直ちに実効ある対策を打ち出すよう求めたい。また、国民の皆さんに対しても、それぞれの立場での積極的な協力を求めたい。

記

1. 路線バスを活用した通学時の安全確保策

警察庁、総務省、文部科学省、国土交通省は、全国で地域の路線バスを登校時、また下校時にスクールバスとして活用する方策を早急に検討し、対応が整った地域から順次導入する。また、総務省はこのために必要な市町村に対する財政支援措置を検討する。

2. 犯罪から子どもを守るための学校安全ボランティア（スクールガード）への参加を呼びかける国民運動の推進

- (1) 子どもの安全確保について、家庭、学校、職場、地域等が一体となって、社会全体としての取り組みを進めていく必要がある。このため、政府においては、政府広報を活用して地域の防犯意識を高め、防犯活動への積極的な参加を呼びかけるとともに、青少年に係わる各種団体・関係者に協力を要請する。
- (2) 国民の皆さんに対し、子どもを地域全体で見守る体制を整備するため、学校内外の見守り等を行う学校安全ボランティア（スクールガード）への参加を広く呼びかける国民運動を展開する。
- (3) 文部科学省は、各学校を巡回し、学校安全ボランティアの指導や警備のポイントや改善すべき点等についての指導を行う地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）を全国展開する。
- (4) 警察庁は、公民館等の活動拠点を中心としたボランティアによる自主防犯活動を支援する「地域安全安心ステーション」モデル事業について、実施地区を追加指定し、事業を拡大する。
- (5) これらの国民運動を推進するため、自由民主党としては、県連地方支部も含めた取り組みを推進する。

3. 防犯教室の実施充実

- (1) 子どもたちに、危険予測能力や危険回避能力を身につけさせるため、今年度中に全国のすべての学校の全児童生徒に防犯教室を実施する。
- (2) 文部科学省は、防犯教室において、小学校低学年に配布するための分かりやすいリーフレットを作成する。あわせて、防犯ベルの実効性の確保、携帯電話等 IT を有効活用した防犯体制の構築を推進する。
- (3) 保護者に対する子どもの安全に関する講習会を充実する。

4. 安全な通学路の確保

- (1) 安全な通学路を確保できるよう、今年度中に全国のすべての学校で通学路の安全点検を実施する。
- (2) 通学路の要注意箇所等について、関係者間で共通認識を形成したり、子どもが実感を持って危険箇所を認識することができ

るよう、今年度中に全国のすべての小学校で通学安全マップを作成する。

5 . 不審者等に関する情報を共有する取り組みの推進

子どもに対する声かけ事案、不審者の出没等、子どもに対する犯罪の前兆と思われる不審者情報については、警察が中心となって地域の関係機関と連携して、学校、教育委員会、保護者、児童、地域住民等において共有化できるような仕組みを作る。

(別紙)

今後取り組むべき課題

1. 青少年の健全育成環境の整備

女子児童を対象とした犯罪増加の背景には、児童ポルノや暴力的なコミック、過激なゲームソフト等の蔓延の問題が指摘される。子どもを対象とした性犯罪を封じ込めるには、青少年のみならず、成人にも悪影響を与えるこうした児童ポルノ等が事実上野放しにされている現状を改革する必要がある。すでにくつかの都県や政令市はこうした児童ポルノ等を条例により規制しており、自由民主党としても「青少年健全育成推進基本法」の制定に向けた取り組みを進める。同時に、政府においても内閣府を中心に時代を担う青少年の健全育成に対する世論の喚起に努める。

2. 性犯罪など児童が被害者となり得る犯罪の再犯防止対策の充実強化

- (1) 法務省は、性犯罪受刑者を対象として実態等の調査を行い、再犯防止のためのプログラムを早急に策定し、速やかに実施する。また、再犯防止の観点から、仮釈放の審理について充実するとともに、仮出獄者について、保護観察官による直接指導の強化、保護司の活動の強化など、保護観察を充実強化する。
- (2) 諸外国では性犯罪者情報を地域で共有し、犯罪の未然防止と抑止に効果をあげるなど、子どもと地域社会を守る強固なセーフティネットを構築している。我が国としても、諸外国の例などを参照し、犯罪者の立ち直りや、基本的人権と公共の福祉とを考量しつつ、性犯罪を抑止するための制度を導入すべきと考える。このため、内閣府を中心に、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省など関係省庁と学識者等を含めた検討委員会を立ち上げ、具体策を早急に検討する。

3. 子どもの安全確保のための退職警察官の活用の促進

警察庁は、学校と警察の橋渡しとなって少年の非行防止、学校施設の安全点検等の指導や防犯教室の支援等を行う警察職員(スクールサポーター)を都道府県警察に導入するために必要な経費について、地方財政措置を要望する。

4 . 地方警察官の増員

深刻な治安情勢に的確に対応し、危機的状況にある治安を回復するため、平成 17 年度からの 3 か年計画約 1 万人増員の確実な達成を図る。

5 . 防犯街づくりの推進

国土交通省は、市街地整備の一環として、夜間の暗がり解消に資する照明施設の設置、危険が予想される場所での防犯カメラの設置等を含む防犯街づくりを推進する。